

青森県タバコ問題懇談会

入会案内

青森県タバコ問題懇談会は、タバコの害から県民の健康を守るために、医療、教育関係者、保健・行政関係者、一般市民など様々な分野の有志が参加して1998年に発足しました。（旧名・青森県喫煙問題懇談会）

2003年5月には健康増進法が施行され、2005年にはWHOタバコ規制枠組み条約（FCTC）が発効し、『健康あおもり21』には未成年者と妊婦の喫煙率0%および成人喫煙率半減目標も掲げられ、ほとんどの学校で敷地内禁煙が実施されるなど、タバコ問題をめぐる社会の潮流は大きく変化してきました。しかし、県民の喫煙率は依然として高く、未成年や若い女性の喫煙も深刻で、最短命県から抜け出すためにもタバコ対策は急務です。また、県内には葉タバコ農家の転作対策などの社会的な問題も残されています。

タバコ問題に関心がある多くの方が、それぞれの立場で互いに協力し連携しながら、緩やかなネットワークのもとで幅広い活動を進めていくことにより、一人では、あるいは一つの団体だけではなかなか動かせないタバコ問題という大きな壁を、少しずつ突き崩していけるのではないかと期待しています。

学校や医療との連携も重視しながら、協力して『明るく楽しい禁煙活動』を一緒に展開していきたいと思っておりますので、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。（2004年作成・2014・2016年一部改訂）

会 員 タバコ問題に関心がある方ならどなたでも参加できます（タバコ産業関係者をのぞく）

年会費 2,000円 学生・家族会員無料 （入会金はありません）

ホームページ <http://aaa.umin.jp/> （活動予定や会則などが掲載されています）

顧 問 中路 重之（弘前大学社会医学講座教授）

代表世話人 久芳 康朗（くぼ小児科クリニック・八戸市） 鳴海 晃（ナルミ医院・弘前市）

山崎 照光（生協さくら病院・青森市）

世話人 安藤 晴美（青森県議会議員・弘前市）

伊藤 圓子（八戸市議会議員・八戸市）

伊藤 道雄（チャイルドラインあおもり）

北川 直美（内科おひさまクリニック・青森市）

小池 智彦（こいけ薬局・八戸市）

古川 齊（県企業振興協同組合・青森市）

今 薫（自営業・弘前市）

佐原 若子（小嶋歯科医院・五所川原市）

副島 薫（副島胃腸科内科・弘前市）

富田 恵（大学教員・弘前市）

中畑 範彦（中畑歯科診療所・弘前市）

蓮尾 豊（弘前女性クリニック・弘前市）

平沢 一臣（西寿会理事長・言語聴覚士・深浦町） 前田 淳彦（マエダ調剤薬局・弘前市）

事務局 〒030-0813 青森市松原1丁目2-12青森県保険医会館内 青森県タバコ問題懇談会事務局

TEL : 017-722-5483 FAX : 017-774-1326 E-mail : kinen.aomori@gmail.com



入会申込書

氏 名 _____ E-mail _____

勤務先 _____ 職種 _____ 所属団体 _____

住 所 〒 _____

電 話 _____ F A X _____

● 会則 一部抜粋

第2条 目的

タバコの害から青森県民の健康と命を守り、タバコのない無煙社会を実現していくために、青森県を中心にして禁煙の普及と未成年の喫煙防止活動を行っていくことを目的とする。

第3条 活動

青森県におけるタバコ問題の解決のために必要な諸活動を行う。

- 1) タバコの害やタバコ問題に関する知識を県民に広く啓発・普及させる。
- 2) 学校・家庭・社会における喫煙予防教育を行い、未成年の喫煙予防および成人喫煙率の低下をはかる。
- 3) 講演会・シンポジウム、指導者講習会、街頭キャンペーン等を開催する。
- 4) タバコ問題解決のために必要な社会活動を行う。
- 5) 県内各地域において会員が連携・協力しながら禁煙活動を展開する。
- 6) 禁煙支援・治療を実施する医療機関を増やし、全医療機関の禁煙化を目指す。
- 7) 学校関係者、一般市民やマスコミなどに対する窓口になり、講師派遣や情報提供などを行う。
- 8) ホームページを開設し、タバコ問題について積極的に情報発信していく。<http://aaa.umin.jp/>
- 9) メーリングリスト（※）を開設し、会員間の情報交換や会の活動についての連絡を行う。
- 10) 年間の活動計画は、世話人会および総会において協議し決定する。

※ 現在はメーリングリストからグループウェア「サイボウズLive」に移行しています

● タバコのない青森へ 10の提言 2012年6月17日採択

1. すべての学校・幼稚園・保育施設、医療機関、自治体庁舎を敷地内禁煙に
2. 飲食店を含むすべての公共的施設・職場を屋内全面禁煙に
3. 路上、公園、観光地などの屋外における受動喫煙をゼロに
4. すべての公共的施設に対して罰則規定を有する受動喫煙防止条例の制定を
5. 家庭における妊婦や子どもの受動喫煙をなくすためのあらゆる方策を
6. 未成年の喫煙率ゼロ早期達成をめざし、喫煙防止教育の強化と喫煙率調査の継続を
7. 葉タバコ農家の転作支援とタバコ税の大幅増税へ政策の全面転換を
8. タバコは嗜好品ではなく、喫煙が本人のみならず家族の命まで奪う「ニコチン依存症」という病気だという基本認識を政治・行政・教育・報道関係者は徹底せよ
9. 医師・歯科医師、教師、政治家は、自ら喫煙率ゼロを達成して範を垂れよ
10. WHOタバコ規制枠組み条約（FCTC）を遵守し、タバコ産業の広告・社会貢献（CSR）活動を禁止せよ